

# 島田市建設業関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領

最終改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市における測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設業関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に係る調査（以下「低入札価格調査」という。）における手続その他の必要な事務取扱いに関する事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、島田市が競争入札により発注しようとする予定価格が100万円以上の建設業関連業務とする。

(調査基準価格の算定方法)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該業務に係る予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった経費の合計額（以下「調査基準比較価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その調査基準比較価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6（地質調査業務にあっては、3分の2）を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額

- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）から10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とすることができる。

3 調査基準比較価格は1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額の1万円未満の端数は切り上げるものとする。

（入札参加者への周知）

第4条 入札参加者には、一般競争入札においては入札公告において、指名競争入札については指名通知書等において、調査基準価格を設けていることを周知するものとする。

（予定価格表への記載）

第5条 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を予定価格表に記載するものとする。

（落札の保留）

第6条 開札の結果、調査基準価格を下回った入札をした者（以下「調査対象者」という。）があった場合、入札執行者は入札参加者に対し、落札決定の保留及び低入札価格調査を実施する旨を宣言して入札を終了するものとする。

（低入札価格調査）

第7条 前条の規定により低入札価格調査を行う場合、契約検査課長は当該業務の主管課長（以下「業務主管課長」という。）及びすぐやる課長とともに、調査対象者の入札した価格によって契約の内容に適合した履行がされるか否かについて、調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる項目について、調査対象者に対し、資料の提出を求めるものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 当該契約の履行体制

- (3) 手持ちの建設業関連業務の状況
- (4) 配置予定技術者
- (5) 手持ち機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る。）
- (6) 労務者の具体的供給の見通し
- (7) 過去の同種又は類似の業務履行実績
- (8) 経営状況
- (9) 測量法（昭和24年法律第188号）等違反の有無、賃金不払いの状況、下請負代金の支払遅延状況等の信用状態
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 調査は、調査対象者のうち最低の価格をもって入札したもののほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

（適合した履行がされると認められる場合の措置）

第8条 契約検査課長は、調査の結果、調査対象者が行った入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に適合した履行がされると認められる旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。

（適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第9条 契約検査課長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものであった場合は、その者を落札者とせずに、次順位者を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

2 前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、調査対象者に対しては落札者としめない旨を通知し、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。

3 第1項の調査対象者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は抽選によるものとする。

4 調査の結果、調査対象者の全てが失格となった場合は、調査対象者を除く有効な入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札を行った者を落札者として決定し、落札者となる者がいないときは、有効な入札を行った者で再度の入札を開始する旨を入札参加者に通知する。ただし、有効な入札をした者がいないとき、又はあらかじめ定めた入札回数に達しているときは、当該入札を不調として終了し、入札参加者に通知する。

（契約しない場合の判断基準）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

- (1) 指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 入札価格の内訳書と入札価格が一致していない場合
- (3) 下請予定業者からの聞き取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合

(4) 設計図書に計上した設計数量を満たしていない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な業務委託の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(落札者決定等の通知方法)

第11条 この要領に基づく入札参加者に対する落札者の決定等の通知は、電子入札による場合は、電子入札システムにより行い、紙入札による場合は、書面により行うものとする。

(監督体制の強化等)

第12条 調査対象者と契約締結をした場合においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 業務計画書の内容のヒアリング 業務主管課長は、仕様書に基づき業務計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、受託者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 重点的な監督業務の実施 監督員は、当該業務に係る監督業務において、段階確認、業務の検査等を実施するに当たっては、立会いをすることを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された業務計画書等の記載に沿った業務が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の業務が記載内容と異なるときは、その理由を受託者の管理（主任）技術者等から詳細に聴くものとする。

(3) 労働安全担当機関との連携 業務主管課長は、安全な履行の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、業務履行現場の調査を行うものとする。

(4) 厳格な検査の実施 検査は、厳格に行うものとする。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。